



裁判外紛争解決手続(ADR)とは？

法テラス八雲法律事務所 弁護士 森田 寛
(函館弁護士会所属)



■皆さんは、法律問題と聞いてどのようなものを思い浮かべるでしょうか。契約トラブル、交通事故などの損害賠償請求、アパートの賃貸借トラブルなど日常生活で生じうるものから、離婚や相続など家族に関係するものまでさまざまなものがあると思います。法律問題が生じたとき、それを解決する場所としてどのようなものがあるでしょうか。

■裁判所では、裁判(原告と被告の言い分を裁判官が証拠によって判断する手続き)や、調停(裁判官・調停委員がお互いの言い分を聞きながら和解を目指す手続き)などが行われています。しかし、トラブルが生じたら裁判所の手続を利用しようと言われても、敷居が高いと感じる方も多いのではないのでしょうか。法的問題が生じたときや、法的トラブルに巻き込まれてしまったとき、裁判所以外で解決できる場所はないのでしょうか。その一例として、裁判外紛争解決手続(ADR)を挙げる事ができます。

■ADRは、民間団体などが中立的な立場で法律問題の解決にあたります。具体的なものとして交通事故の賠償金額等について話し合いを行う日弁連交通事故相談センター、消費者と事業者の間の重要な紛争について和解の仲介を行う国民生活センター紛争解決委員会、各地の弁護士会が行う紛争解決センターなどがあります。ADRのメリットとしては、各分野の専門家が解決にあたること、裁判と比べて手続きが簡便・迅速であることです。一方、デメリットとしては、トラブルの相手が話し合いに応じないと手続きが開始されないことが挙げられます。詳しい内容は、法務省「かいけつサポート」のHPをご覧ください。

■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所」☎050-3383-8366」まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所」☎050-3383-5563」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

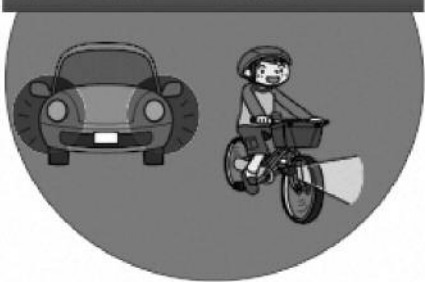
八雲警察署からお知らせ

秋の全国交通安全運動が実施されます！ 知らせ合う 早めのライトと 反射材

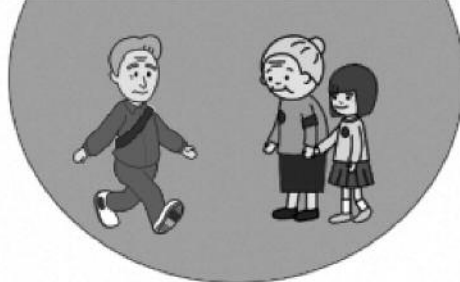
【運動期間】 9月21日(水)～30日(金)の10日間

- 【運動重点】
- (1)子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
 - (2)夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止および飲酒運転の根絶
 - (3)自転車の交通ルール遵守の徹底
 - (4)スピードダウンと全席シートベルトの着用

車両は早めのライト点灯！
安全速度での走行を！



歩行者は明るい服装で！
反射材の利用を！



【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110